

岐阜県公報

第 四 百 十 四 号
令 和 五 年 七 月 十 八 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 三三二五

告 示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(環境管理課) 三三二六

クリーニング師の研修の指定

(生活衛生課) 三三二六

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 三三二六

道路の供用開始

(道路維持課) 三三二七

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 三三二七

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 三三二八

土砂災害警戒区域の指定

(同) 三三二八

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 三三二九

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 三三二九

公 示

県営土地改良事業計画(農地中間管理機構関連事業)の変更の決定

(農地整備課) 三三二九

落札者等に関する公示

(水道企業課) 三三三〇

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「施行規則」に改める。

第二条の七から第二条の十二まで、第二条の十六から第三条の二まで及び第五条の五から第五条の八までの規定中「省令」を「施行規則」に改める。

第五条の十一第一項中「省令」を「施行規則」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第十七条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条第一項中「省令」を「施行規則」に改める。

第十七条の二から第十七条の五まで、第十七条の七及び第二十七条中「省令」を「施行規則」に改める。

別表第三備考第十(一)中「児童自立支援施設」を「児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム」に、「社会的養護処遇改善加算費」を「社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費」に改める。

別記第二十四号様式、別記第二十七号様式及び別記第二十七号様式の三中、「教育及び懲戒」を「及び教育」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
中津川市中津川字地藏堂九一三番一七の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

岐阜県告示第三百十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

- 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分）
- 3 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分）
- 4 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分）

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

- 1 令和五年十月二十七日（金）
飛騨総合庁舎 大会議室
高山市上岡本町七丁目四六八
- 2 令和五年十一月二十四日（金）
東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町五丁目六八 一
- 3 令和五年十二月三日（日）
OKBふれあい会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 五 研修受講料
五千円

岐阜県告示第三百十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
	<p>1 受講申込手続 受付方法 郵送又はファクシミリ 申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階 公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局 ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇二一</p> <p>2 受付期間 受付開始年月日 令和六年一月十日(水) 受付締切年月日 令和六年一月三十一日(水) レポート提出締切年月日 令和六年二月二十九日(木)</p> <p>四 講習科目及びレポート課題</p> <p>1 衛生法規及び公衆衛生</p> <p>2 洗濯物の受取、保管及び引渡し</p> <p>3 洗濯物の処理</p> <p>4 繊維及び繊維製品</p> <p>五 受講対象者 岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者</p> <p>六 講習受講料 四千五百円</p>					
	<p>岐阜県告示第三百十三号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、令和五年七月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年七月十八日</p>					
	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>					
	<p>岐阜県告示第三百十三号</p>					

一般 国道 号	四百十七	揖斐郡池田町片山字上蛭田一〇三一番一地从先から同郡同町同字同七六番一地从先まで	九	一六二	令和 五・七・一六	令和 三・七・二七
<p>岐阜県告示第三百十四号</p> <p>土砂災害警戒区域の指定(平成十八年岐阜県告示第七百号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。</p> <p>令和五年七月十八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>						
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
岡前谷	飛騨市古川町岡前 (次の図に示すとおりとする。)	土石流				
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>岐阜県告示第三百十五号</p> <p>土砂災害警戒区域の指定(平成二十年岐阜県告示第六十四号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。</p> <p>令和五年七月十八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>						

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
出しヶ谷	飛驒市河合町稲越 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十八年岐阜県告示第七百一十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岡前谷	飛驒市古川町岡前 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第六十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
出しヶ谷	飛驒市河合町稲越 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡前谷	飛驒市古川町杉崎	次の図のとおり	土石流
出しヶ谷	飛驒市河合町稲越	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健医療課の表一の項中「省令」を「施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「施行規則」に改め、同表七の項中「平成十八年省令第十九号」を「平成十八年厚生労働省令第十九号」に、「省令」を「施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「施行規則」に改める。

別表第三障害福祉課の表一の項中「省令」を「施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「施行規則」に改め、同表六の項中「平成十八年省令第十九号」を削り、「省令」を「施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「施行規則」に改める。

別表第三子育て支援課の表一の項中「省令」を「施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「施行規則」に改める。

別表第三子ども家庭課の表三の項中「昭和三十九年省令第三十二号」を「昭和三十九年厚生省令第三十二号」に、「省令」を「府令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「省令」を「府令」に改め、同表四の項中「及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第二百二十五号。以下この項中「省令」という。）を削る。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部三の項中「省令」を「施行規則」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第一号から第三号までの規定中「省令」を「施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年七月十八日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二子ども相談センターの表一の項中「省令」を「施行規則」に改め、同項所長決裁事項の欄第四十三号中「省令」を「施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年七月十八日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画（農地中間管理機構関連事業）の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、次の地区に係る農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする県営土地改良事業計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
木知原地区	本県市役所	令和五・八七・一八から 同五・八七・一八まで

落札青等に関する公報

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第五十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札青等について公示する。

令和五年七月十八日

岐阜県田 古 田 署

- 1 購入物品及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気（予定数量） 9,661,400kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和5年3月10日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 契約金額 198,083,650円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理係
(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

落札青等に関する公報

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第五十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札青等について公示する。

令和五年七月十八日

岐阜県田 古 田 署

- 1 購入物品及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量） 14,099,300kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和5年3月17日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 契約金額 329,295,723円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理係
(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

令和五年七月十八日発行

発行者 岐阜市数田路二二四一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりたてひあ十三 岐阜文芸社